

## 審査請求に対する弁明について

## 1 審査請求の内容

- (1) 審査請求人 北九州まちづくりパートナーズ共同事業体（請求人代表：北九州まちづくり応援団株式会社 代表取締役 白川敬）
- (2) 審査請求の趣旨 北九州市長が令和3年11月11日付けで請求人に対してした、小倉城・小倉城庭園及び勝山公園・あさの汐風公園に係る指定管理者候補として選定しない旨の決定は、前提事実の誤認及び条例の規定上本来重視すべき点を重視せずに処分を行った違法、裁量権の行使を誤った違法があるため、取り消すことを求める。

## 2 弁明の内容

- (1) 弁明の趣旨 原処分は適法かつ妥当であることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める
- (2) 弁明書の内容（要旨）

請求人の主張	処分庁で確認した事実	確認した事実に基づく処分庁の主張・意見
<p><b>1 前提事実の誤認があること</b></p> <p>候補者の提案概要において「実績や経験など」として挙げている点には、現行指定管理者の別の団体が行った事業を、あたかも自らが行ったかのように記載している部分があり、<u>検討会の審査について前提となる事実</u>に誤認がある。</p> <p>また、市は本件の真実性について、詳細に検討していない。</p> <p><b>【事実と反するとされている候補者の記載】</b></p> <p>①「経営戦略・基幹業務改善・新規事業開発・広報」を担当している。</p> <p>②「<u>まちはチームだ</u>」が新規事業の約90%を行った。</p> <p>③代表団体（北九州まちづくり応援団）赤字体質を積極的な無駄の削減に導いた。</p>	<p>①について</p> <p>事業開始時に現行指定管理者で役割分担を協議し、候補者は経営戦略立案等を任されている。これらの役割の遂行として、候補者は、平成31年から令和2年度末までJV会議のほぼ全ての議案書作成を担当し、会議進行役も担っている。</p> <p>②について</p> <p>候補者は「<u>新規事業</u>」を「<u>収益改善に寄与し、経営に資する新しい事業</u>」として定義している。指定管理業務として行われた<u>新しいイベント事業や通常業務は含んでいない</u>。</p> <p>③について</p> <p>候補者は、JV会議において、人員配置の変更計画など「無駄の削減や経営改革」に関する提案を行い、現行指定管理者から承認を受けている。</p>	<p>請求人が事実と反するとして指摘する各記載事項は、いずれも多分に評価的側面が含まれている。「約90%を行った」との記載についても、それが履行事項の数量を指すのか、質的な貢献度を指すのか等の客観的な指標がないことから、候補者自身が自らの活動を評価した結果といえる。</p> <p>検討会では、そのことを踏まえた上で、提案書に記載された具体的な実績を基礎として審査するものであり、<u>請求人が事実と反すると指摘する各記載事項をそのまま具体的事実として認定するものではない</u>。</p> <p>よって、<u>検討会において前提事実の誤認はなく、審査請求人の主張は妥当ではない</u>。</p>
<p><b>2 条例の規定上本来重視すべき点を重視せずになされた処分であること</b></p> <p>条例では「施設の管理を安定的に行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する」とされている。</p> <p><u>検討会において、候補者の施設の管理を安定的に行う能力について疑問が呈されているにも関わらず選定されたのは、条例上重視すべき点を重視していない</u>。</p>	<p>設置管理条例では、<u>請求人が主張する「施設の管理を安定的に行う能力」だけでなく、「事業計画書の内容」も審査事項として明示されている</u>。</p> <p>今回の処分は、条例の規定を具体化するために策定した「指定管理者候補選定マニュアル」で示された審査項目により実施したものである。</p>	<p>「施設の管理を安定的に行う能力」は、団体としての資質や総合的な能力などを意味しており、ことさら選定基準の一項目（人的・財政基盤）を重視して判断するものではない。</p> <p><u>本件の選定基準は条例に掲げられた審査事項を測るべく定められたものであり、選定基準に従って総合的に判断した結果、「施設の管理を安定的に行う能力」に優れた者が選定される制度設計となっている</u>。</p> <p>よって、<u>検討会構成員の個別の指摘内容を根拠として、候補者の「施設の管理を安定的に行う能力」を否定することは不合理である</u>。</p>
<p><b>3 付帯意見として記載された条件の履行が困難であること</b></p> <p>候補者の独断専行などにより、地元団体との信頼関係は破綻している。検討会の付帯意見「<u>地元各種団体と連携して取り組むこと</u>」に対して候補者が履行することは著しく困難であり、<u>候補者として相応しいと判断することは不当である</u>。</p>	<p>請求人が指摘する点については、一部においてJVの承認を得ていない事実があったものの、それ以外はJV会議で決められたルールに則って対応しており、「<u>現行指定管理者に諮ることなく独自に事業を遂行した</u>」とまでは言えない。</p>	<p>募集要項の選定基準に拠って選定された候補者に対して、検討会構成員から「<u>今後の課題</u>」として付帯された意見について履行が困難であると断定し、<u>選定結果を覆すことがあれば、著しく公平性を欠く</u>。</p> <p>よって、<u>候補者の選定にあたり、「付帯意見として記載された条件の履行見込み」を考慮することは妥当ではない</u>。</p>